

市内小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 殿  
市内看護小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 殿

八王子市福祉部高齢者いきいき課  
八王子市福祉部介護保険課

独自報酬の設定について(通知)

標記の件について、令和2年4月1日より設定いたしますので、下記のとおり通知いたします。

1 目的

事業者の参入意欲を喚起するとともに、自立支援・重度化防止及び地域とのつながりを促進する。

2 対象サービス

小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

3 独自加算算定及び要件について

(1) 加算要件等

別添の「独自加算対象及び要件について」のとおり。

(2) 算定について

①サービスコード表

別添の「八王子市地域密着型サービス独自加算 サービスコード表」のとおり

②算定方法

別添の独自加算の算定方法について」のとおり

4 独自加算様式について

下記ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/004/p026415.html>

5 独自加算算定開始の特例について

令和2年4月1日から独自加算を算定する場合の提出期限については、本来令和2年3月15日となるが、令和2年4月15日とします。ただし、利用者に十分に説明していただきますようお願いいたします。

【加算の要件・届出について】

高齢者いきいき課事業者指定担当

TEL:042-620-7452

【加算の算定について】

介護保険課給付担当

TEL:042-620-7416